

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

	ページ
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (山城北保健所)	328
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 (〃)	329
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 (〃)	330
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (〃)	331

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の廃止 (地域福祉推進課)	331
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援 事業者の指定 (障害者支援課)	〃
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援 事業者の廃止 (〃)	332
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス事業者の指定 (〃)	333
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス事業者の廃止 (〃)	335
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委 託 (林業振興課)	336
○道路の供用開始 (山城北土木事務所)	〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供 給の促進に関する法律に基づく住宅確保 要配慮者居住支援法人の変更 (住宅課)	〃

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の 意見の概要 (山城広域振興局)	〃
○土地改良区役員の就任届 (南丹広域振興局)	〃
○土地改良区役員の就任届 (〃)	〃
○道路の指定 (中丹東土木事務所)	337
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	338

選挙管理委員会

○政治資金規正法に基づく政治活動のために寄附を 受け、又は支出することができない団体	〃
○公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要 旨	339

告 示

京都府告示第293号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 5 年 5 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
宇治市横島町十六33の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
大石医院	宇治市木幡陣ノ内20	大石 嘉恭	令 5. 4. 1
池田歯科医院	京田辺市河原御影15の6	池田 昌弘	5. 3. 23
コクミン薬局 フレスト松井 山手店	〃 山手中央2の3 フレスト松井山手店北 棟（北-B）	株式会社コ クミン	4. 12. 1
薬局ダックス 大山崎円明寺 店	乙訓郡大山崎町円明寺鳥 居前58	シミズ薬品 株式会社	5. 5. 1
ウエルシア薬 局精華町山田 店	相楽郡精華町大字山田小 字下川原28の2	ウエルシア 薬局株式会 社	〃



京都府告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 5 年 5 月 26 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
大石医院	宇治市木幡陣ノ内20	大石 嘉啓	令 5. 3. 31
矢部歯科医院	〃 大久保町且椋45の 3	矢部 次男	〃
弘明歯科医院	城陽市富野北垣内28の9	小林 弘明	〃
鈴木外科医院	長岡京市友岡4丁目19の 11	鈴木 博	〃
池田歯科医院	京田辺市河原御影30	池田 昌弘	5. 3. 22
渡辺歯科医院	乙訓郡大山崎町字円明寺 小字殿山1の64	渡邊 香代	5. 3. 31



京都府告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
学校法人明治東洋医学 院	訪問リハビリテ ーション・介護予 防訪問リハビリテ ーション	明治国際医療大学附属病院	南丹市日吉町保野田ヒノ谷6の 1	令 5. 4. 1



京都府告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
新 株式会社SOYOK AZE	認知症対応型共同 生活介護	宇治グループホームそよ風	宇治市広野町西裏42の5	令
旧 株式会社ユニマツト リタイアメント・コ ミュニティ				5. 4. 3
社会福祉法人与謝郡福 社会	居宅介護支援	新 支援センターかなで	与謝郡与謝野町字岩屋小字庄内 600の3	5. 4. 1
		旧 虹ヶ丘在宅介護支援センター		



京都府告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
川勝 岳人	フレアス在宅 マッサージ京 都右京区	京都市右京区嵯峨明星町 22	令 5. 4. 12



京都府告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
大谷 道広	段本治療院	向日市物集女町クヅ子15 の1 パピエRAKUS A I 113号	令 5. 4. 7



京都府告示第300号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
大石医院	宇治市木幡陣ノ内20	大石 嘉恭	令 5. 4. 1
池田歯科医院	京田辺市河原御影15の6	池田 昌弘	5. 3. 23
コクミン薬局 フレスト松井 山手店	〃 山手中央2の3 フレスト松井山手店北 棟（北-B）	株式会社コ クミン	4. 12. 1
薬局ダックス 大山崎円明寺 店	乙訓郡大山崎町円明寺鳥 居前58	シミズ薬品 株式会社	5. 5. 1
ウエルシア薬 局精華町山田 店	相楽郡精華町大字山田小 字下川原28の2	ウエルシア 薬局株式会 社	〃



京都府告示第301号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
大石医院	宇治市木幡陣ノ内20	大石 嘉啓	令 5. 3. 31
矢部歯科医院	〃 大久保町旦椋45の 3	矢部 次男	〃
弘明歯科医院	城陽市富野北垣内28の9	小林 弘明	〃
鈴木外科医院	長岡京市友岡4丁目19の 11	鈴木 博	〃
池田歯科医院	京田辺市河原御影30	池田 昌弘	5. 3. 22
渡辺歯科医院	乙訓郡大山崎町字円明寺 小字殿山1の64	渡邊 香代	5. 3. 31



京都府告示第302号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指 定 年月日
学校法人明治東洋医学 院	訪問リハビリテー ション・介護予防 訪問リハビリテー ション	明治国際医療大学附属病院	南丹市日吉町保野田ヒノ谷6の 1	令 5. 4. 1



京都府告示第303号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条

の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者		サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
新	株式会社SOYOKAZE	認知症対応型共同生活介護	宇治グループホームそよ風	宇治市広野町西裏42の5	令 5. 4. 3
旧	株式会社ユニマツトリ リタイアメント・コミュニティ				
社会福祉法人与謝郡福祉会		居宅介護支援	新 支援センターかなで	与謝郡与謝野町字岩屋小字庄内600の3	5. 4. 1
			旧 虹ヶ丘在宅介護支援センター		



京都府告示第304号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
川勝 岳人	フレアス在宅マッサージ京都右京区	京都市右京区嵯峨明星町22	令 5. 4. 12



京都府告示第305号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
大谷 道広	段本治療院	向日市物集女町クヅ子15の1 パピエRAKUS AI 113号	令 5. 4. 7



京都府告示第306号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社エデュワーク	放課後等デイサービス	エデュワーク	宇治市宇治半白17の1	令 4. 7. 1
株式会社サラス	〃	放課後等デイサービス五つの輪なおか教室	長岡京市東神足2の4の6	〃
株式会社ブレード	〃	放課後等デイサービスよつば	南丹市八木町玉ノ井北沢23の4	〃
合同会社サニーサイド	〃	放課後等デイサービスサニーサイド	城陽市枇杷庄鹿背田72 トライアングルプラザ内	4. 8. 1
株式会社リアリノ	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービストレスポ長岡京	長岡京市下海印寺樽井2の1 パデシオン長岡京西山天王山駅前1F	4. 9. 1
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社ラビアンリーナ	児童発達支援	運動療育型児童デイスーパーキッズ木津川校	木津川市木津宮ノ内70の4	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社Office REY	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス「PIPI」	木津川市城山台13の2の2	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社グロウライフ	〃	キッズライフ京田辺	京田辺市興戸久保9の5	4. 11. 24
医療法人精心会べっぶ内科クリニック	児童発達支援	フォレストキッズべっぶ宇治教室	宇治市宇治半白34の2	4. 12. 1
株式会社Ecogreen	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスちゅらくくる	〃 〃 又振18	5. 2. 1
合同会社WISTERIA	〃	A STEP長岡京	長岡京市開田1の10の31 ベルウィッシュ長岡京	〃



京都府告示第307号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり、指定障害児通所支援事業者から廃止の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃 止 年月日
株式会社TM	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスゆうゆう青谷教室	城陽市市辺出河原35の5	令 4. 7. 31
株式会社こころ	〃	放課後等デイサービスぶるとっぐ	京田辺市河原食田10の19 大東田ビル1F	4. 9. 20
株式会社ミストラルサービス	児童発達支援	あんじゅとよさと	綾部市栗町土居ノ内31	5. 1. 31
特定非営利活動法人アシスト	放課後等デイサービス	第三放課後等デイサービスセンターふれあいハート	亀岡市安町釜ヶ前32の1	5. 2. 28

京都府告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人ふくちやま福祉会	生活介護	福知山共同作業所	福知山市宇奥野部小字三ノ宮252	令 4. 7. 1
伊藤屋食品株式会社	居宅介護	ヘルパーステーション伊藤屋	長岡京市野添2の13の1 アルカサル幸101号室	〃
一般社団法人暮らしランプ	短期入所	c o l l e長岡京	〃 井ノ内下東ノ口14の3	〃
〃	共同生活援助	〃	〃	〃
医療法人社団千春会	短期入所	介護老人保健施設春風医療型短期入所事業所	長岡京市久貝1の6の23	〃
合同会社ギア	就労継続支援（B型）	就労継続支援A型B型縁E N I S I	福知山市篠尾新町2の1の1	4. 8. 1
株式会社base	就労継続支援（A型）	いつもの弁当everyday	城陽市寺田東ノ口17の195	〃
株式会社やすらぎの家	生活介護	デイケアセンターカムカム	向日市上植野町御塔道34	〃
株式会社CAREWORKS	共同生活援助	グループホームわおん宇治野神	宇治市宇治野神50の72	4. 8. 19
株式会社新日本建機	重度訪問介護	新日本サービス	〃 〃 65	4. 9. 1
株式会社京都ぐらし	就労継続支援（A型）	つくりて工房	〃 五ヶ庄福角44の2	〃
特定非営利活動法人自立支援センターいかるがの郷	就労継続支援（B型）	ゆらがわの郷	綾部市味方町石風呂25の1	〃
株式会社サン・ディライト	居宅介護	ヘルパーステーションアムール	亀岡市曾我部町寺貝ノ庄23	4. 9. 13
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
一般社団法人暮らしランプ	就労継続支援（B型）	こきゅう+	乙訓郡大山崎町下植野代理分1の1 エクセル山崎1のA	4. 10. 1
社会福祉法人宇治東福祉会	行動援護	ヘルパーステーション宇治東	宇治市五ヶ庄二番割5の2	〃
株式会社あまて	就労継続支援（A型）	あまて	舞鶴市朝代1の1	〃
株式会社大志万	短期入所	ショートステイ百代の木	木津川市梅美台2の5の4	〃
〃	共同生活援助	グループホーム百代の木	〃	〃

合同会社ひろきのこ	就労継続支援（B型）	ひろきのこ	亀岡市畑野町広野平井4の100	4.10.17
株式会社万屋まつもと	〃	就労継続支援事業所B型よろづやまつもと	八幡市男山指月4の26	4.10.24
株式会社ウィズ	生活介護	来夢	〃 八幡御幸谷48の15	4.10.28
一般社団法人もくよう会	〃	生活介護もくよう海	舞鶴市福来880の1	4.11.1
特定非営利活動法人ともに	短期入所	のんびり	木津川市市坂久保川11の1	〃
株式会社ケアトラーム	共同生活援助	福祉サービス事務所空	宇治市木幡須留5の60	〃
株式会社FOUR・エス・K	〃	WAON事業所	長岡京市こがねが丘3の13	〃
株式会社CarraFor	居宅介護	ヘルパーステーションスイート新田辺	京田辺市田辺中央1の1の10 REFLET1ST302号	4.11.11
特定非営利活動法人こらぼねっと京都	就労定着支援	ステージ	長岡京市長岡1の7の24	4.11.20
株式会社こころ	居宅介護	居宅戦隊（仮）PIPPI	京田辺市河原食田10の19 大東田辺ビル1F	4.11.24
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
株式会社e-PLUM	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所PLUMOFFICE	綾部市梅迫町新町62の1	4.12.1
社会福祉法人丹後福祉応援団	共同生活援助	みんなのうち後野	与謝郡与謝野町字後野542の6	〃
一般社団法人素足会	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型じじむげ	宇治市五ヶ庄平野8の1	4.12.20
株式会社Green	居宅介護	訪問介護事業所グリーン	亀岡市大井町並河2の5の10	4.12.28
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
ソーシャルインクルー株式会社	短期入所	短期入所亀岡篠町	亀岡市篠町篠上西裏50の3	5.1.1
〃	共同生活援助	ソーシャルインクルーホーム亀岡篠町	〃	〃
株式会社JUMOKU	同行援護	いずみケアサポート	長岡京市調子2の15の3 三幸ハイツ206号室	〃
株式会社D.S.T	居宅介護	訪問介護事業所らせな	京田辺市草内南垣内6	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
株式会社四季暦	居宅介護	ケアサポートむつき	城陽市寺田垣内後29の17	5.1.15
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃

株式会社ありがとう	居宅介護	訪問介護ありがとう	宇治市伊勢田町中山52 ラヴェイル 京都202	5. 2. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
社会福祉法人こもれび	居宅介護	リーフ	宇治市宇治天神12の3	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社真なび	居宅介護	ケアサポートまもり	京田辺市草内禅定寺18の32	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	同行援護	〃	〃	〃



京都府告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり、指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人自立支援センターいかるがの郷	自立訓練（生活訓練）	いかるがの郷	綾部市味方町アミダジ12の1	令 4. 8. 31
合同会社ひろきのこ	就労継続支援（A型）	ひろきのこ	亀岡市畑野町広野平井4の100	4. 10. 17
特定非営利活動法人丹後福祉応援団	共同生活援助	みんなのうち後野	与謝郡与謝野町字後野542の6	4. 11. 30
株式会社 for one	重度訪問介護	シンクワズライフオフィス 汽車ぼっぼ	城陽市寺田西ノ口9の10	4. 12. 31
〃	居宅介護	〃	〃	〃
株式会社MUSHROOM	就労継続支援（B型）	就労継続支援A・B型事業所きのこ工場 美山木の子	南丹市美山町鶴ヶ岡川合新田14・15	5. 1. 1
〃	就労継続支援（A型）	〃	〃	〃
株式会社ユアサイド	同行援護	訪問介護事業所ユアサイド	舞鶴市字引土334の1	5. 2. 28
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	居宅介護	〃	〃	〃



京都府告示第310号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、搬出材売払代金の徴収事務を令和5年5月11日から次の者に委託した。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

受託者 京都市中京区西ノ京樋ノ口町123
京都府森林組合連合会

京都府告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年5月26日から令和5年6月9日まで縦覧に供する。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 和束井手線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ前36の7から 綴喜郡井手町大字井手小字柏ノ木21の1まで	令和5年5月26日

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第312号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人から変更の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	住所	支援業務を行う事務所の所在地	変更年月日
株式会社あかり	京都市左京区北白川東久保田町13の2	新 京都市北区紫竹東栗栖町30の1グリーングレーブルズ1階	令 5. 5. 24
		旧 京都市左京区北白川東久保田町13の2	

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーヨーデイツー八幡店
八幡市八幡盛戸94
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社ケーヨー
千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和4年12月8日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年5月26日から令和5年6月26日まで

園部町土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

就任役員（監事）

住 所	氏 名
南丹市園部町山西町柿ノ木谷9の8	山下 秋 則

亀岡市牡丹餅壠土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に

より、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市大井町並河1丁目40の10	待 田 浩 行
〃 〃 〃 〃 22の8	三 宅 輝 之
〃 余部町榎又11の15	岡 田 光 藏
〃 大井町土田1丁目25の7	福 井 敏 之
〃 〃 並河1丁目30の21	片 山 輝 夫
〃 余部町狐塚33	関 徳 義
〃 宇津根町土井ノ内15	野 原 敏 雄
〃 河原町76	住 和 宏
〃 西つつじヶ丘大山台2丁目9の9	中 村 雄 一
〃 宇津根町土井ノ内5	中 島 治
南丹市八木町八木鹿草82の1	八 木 衛
亀岡市余部町政所5の3	野 原 和 夫
〃 大井町並河1丁目25の6	並 河 泰 久
〃 〃 〃 〃 41の3	西 村 嘉 男

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市大井町並河1丁目23の20	田 中 和 則
〃 〃 〃 〃 4の8	眞 継 公 哉
〃 〃 〃 検見ヶ上6の1	片 山 久 仁 彦
〃 宇津根町土井ノ内22	安 藤 佳 次
〃 西町72の1	深 田 紘 司
〃 余部町下条33	石 野 仁 洋

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市大井町並河1丁目22の18	福 知 晃 一
〃 〃 〃 〃 5の20	四 方 孝
〃 余部町榎又11の15	岡 田 光 藏
〃 大井町土田1丁目25の7	福 井 敏 之
〃 〃 並河1丁目40の2	永 田 敏 和
〃 〃 〃 〃 26の7	飯 田 公
〃 〃 〃 〃 30の21	片 山 輝 夫
〃 余部町狐塚33	関 徳 義
〃 宇津根町土井ノ内18	野 原 一 郎
〃 河原町200の1	住 一 馬
〃 西つつじヶ丘大山台2丁目9の9	中 村 雄 一
〃 宇津根町土井ノ内5	中 島 治
南丹市八木町八木鹿草82の1	八 木 衛
亀岡市余部町政所5の3	野 原 和 夫

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市大井町並河1丁目25の6	並 河 泰 久
〃 〃 〃 〃 41の3	西 村 嘉 男
〃 〃 〃 検見ヶ上6の1	片 山 久 仁 彦
〃 宇津根町土井ノ内15	野 原 敏 雄
〃 西町72の1	深 田 紘 司
〃 余部町下条33	石 野 仁 洋



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 日 年 月 日	所管土 木事務 所名	指定した道路の概要			
			位 置	延長	幅 員	事業計画
5 中東土 建第10号 の4	令 5. 5. 18	京都府 中丹東 土木事 務所	綾部市今 町唐部 5、3の 2、3の 4、3の 7、4、 6の8、 8の2、 大島町竹 ヶ谷27の 8、27の 10、24の 乙、24、 23の6、 22の7、 21の10、 21の11、 新庄町南 石ノ隈49、 94、93、 100の2、 120、40、 新庄町北 84、31の 2、30、 34	385.6	m m 最小 10.5 最大 10.5	主要地方 道綾部大 江宮津線



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に
関する工事が次のとおり完了した。

令和5年5月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市八幡渡ノ瀬5の1の一部、5の3、軸75の
27の一部、75の90
(関連区域)
八幡市八幡軸75の43の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市神明宮東85の7
株式会社U N I T Y
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
綴喜郡宇治田原町大字荒木小字立川9の1、10の
1、11の1、12の1、15の1、16の1、47から49ま
で
(関連区域)
綴喜郡宇治田原町大字荒木小字立川9の4の一
部、10の3の一部、10の6の一部、12の2の一部、
町有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
福岡市城南区荒江一丁目28の18
興永産業株式会社

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第35号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第
194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日
以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、
又は支出をすることができない団体となったので、同条
第3項の規定により告示する。

令和5年5月26日

京都府選挙管理委員会

委員長 坪 内 正 一

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の 所 在 地
くぼたまさ き後援会	久保田正紀	久保田正紀	京都市伏見区深草僧坊 町1の5のA
宮崎むつこ ハーモニー ネット	宮崎 睦子	宮崎 睦子	相楽郡精華町桜が丘3 丁目31の7
大山崎町民 の幸福を考 える会	宗光 敏彰	衣川 一成	乙訓郡大山崎町字円明寺 小字殿山1の112 円明寺 ヶ丘団地Dの206
おくだ健次 後援会	奥田 健次	奥田 健次	船井郡京丹波町実勢大 平45の97
小野ひろし 後援会	岡本 博	小野八重子	長岡京市井ノ内北内畑13
輝く長岡京 をつくる会	終 彰	新井 英司	長岡京市馬場2丁目3の 24号 終彰方
片岡ひろし 後援会	片岡 廣	片岡 学	木津川市南加茂台7の7 の10
京都ねくす と	寺田 浩彦	丸山 美和	京都市中京区堺町通姉小 路下る大阪材木町685
島田けんじ 後援会	島田 賢治	島田 賢治	長岡京市友岡4丁目11の 11
信貴けいた 後援会	稲村 正樹	坂部 英一	久世郡久御山町佐山双置 1の19
精華市をめ ざす会	島田 正則	島田 憲子	相楽郡精華町大字南稲八 妻小字丸山32
全力かめお か	田中 利彦	田中 健二	亀岡市保津町上大年67の 2
竹田幸生後 援会	片桐 享	芦原 剛	亀岡市千代川町今津2の 13の5
ともに京丹 後	源 進一	尾崎 敏	京丹後市峰山町杉谷189 (丹労連内)
日本共産党 松本なおき 後援会	森 勝	源 進一	京丹後市網野町郷1029
みんなで変 えよういの ち・くらし ・防災城陽 の会	岩佐 英夫	谷 祐一郎	城陽市寺田市ノ久保33の 169



京都府選挙管理委員会告示第36号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月26日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 令和4年4月10日執行 京都府知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 38,907,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	梶川 憲	所属党派	無所属	期間 3月1日から 4月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	福島 功				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円		円
つなぐ京都 2022		3,470,000	人 件 費	1,258,000
新谷 一 男	無 職	100,000	家 屋 費	1,198,722
大屋 峻	〃	50,000	選挙事務所費	652,000
湯浅 かおる	看 護 師	50,000	集 合 会 場 費	546,722
田中 新治郎	大 学 教 員	50,000	通 信 費	120,000
大久保 寿 行	団 体 職 員	125,800	交 通 費	40,474
堀岡 真 人	〃	125,800	印 刷 費	2,564,980
中森 武 司	〃	125,800	広 告 費	1,403,100
原 俊 史	〃	125,800	文 具 費	55,000
大谷 俊 彦	〃	125,800	食 糧 費	127,020
松田 裕 一	〃	125,800	休 泊 費	22,800
難波 克 典	〃	125,800	雑 費	745,384
小林 孝 宏	〃	125,800		
佐藤 徹	無 職	125,800		
竹中 康 雄	団 体 職 員	125,800		
和田 三 郎	無 職	100,000		
中島 晃	弁 護 士	40,000		
永見 忠	無 職	30,000		
久米 弘 子	弁 護 士	40,000		
中村 和 雄	〃	40,000		
その他の寄附	49件	480,000		

その他の収入	—		
今 回 計	5,708,000	今 回 計	7,535,480
前 回 計	—	前 回 計	—
総 計	5,708,000	総 計	7,535,480

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	1,004,500 円
	ポスターの作成	881,400 円
	計	1,885,900 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和4年4月25日	第 1 回 報 告 分
-----------------	-----------	-------------

候 補 者 氏 名	西 脇 隆 俊	所 属 党 派	無 所 属	期 間 3月1日から 4月25日まで 第1回分
出 納 責 任 者 氏 名	津 田 大 三			

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円		円
主たる寄附			人 件 費	3,478,400
			家 屋 費	5,111,962
			選 挙 事 務 所 費	830,000
活力ある京都をつくる会		14,400,000	集 合 会 場 費	4,281,962
自由民主党		2,000,000	通 信 費	56,901
国民民主党		200,000	交 通 費	2,455,620
			印 刷 費	2,948,500
			広 告 費	2,738,601
			文 具 費	57,369
			食 糧 費	52,893
			休 泊 費	482,595
その他の寄附		—	雑 費	78,855
その他の収入		14,140		
今 回 計		16,614,140	今 回 計	17,461,696
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		16,614,140	総 計	17,461,696

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	1,004,500 円
	ポスターの作成	1,140,000 円
	計	2,144,500 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 4 年 4 月 25 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	------------------	-------------

候 補 者 氏 名	西 脇 隆 俊	所 属 党 派	無 所 属	期 間 4 月 26 日 から 第 2 回 分 6 月 15 日 まで
出 納 責 任 者 氏 名	津 田 大 三			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
活力ある京都をつくる会		300,000	家 屋 費	1,058,446
			選 挙 事 務 所 費	574,446
			集 合 会 場 費	484,000
			通 信 費	123,506
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
			休 泊 費	—
			雑 費	—
その他の寄附		—	今 回 計	1,181,952
その他の収入		—	前 回 計	17,461,696
今 回 計		300,000	総 計	18,643,648
前 回 計		16,614,140		
総 計		16,914,140		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	— 円
	ポスターの作成	— 円
	計	— 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 4 年 6 月 20 日	第 2 回 報 告 分
-----------------	------------------	-------------